



下請かけ込み寺とは

下請け取引の適正化を推進することを目的として
国（経済産業省・中小企業庁）が全国48か所に設置

中小企業の取引上の相談に、専門の相談員や弁
護士が無料で応じています。

裁判外紛争解決（ADR）

～迅速・簡便な解決に向けた調停手続き～

「下請かけこみ寺」は、

中小企業の取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため

調停人（弁護士）が相談者の身近なところで調停手続を実施

- ▶ ADRとは、企業間の紛争について、裁判によらず弁護士による調停で、当事者双方が納得いくまで話し合い、簡易迅速に解決を図るもの
- ▶ 法務大臣から認証を受けた紛争解決機関のため、実施する調停は、一定の要件の下に時効の中断や訴訟手続の中止などの法的効果が認められることとなります。

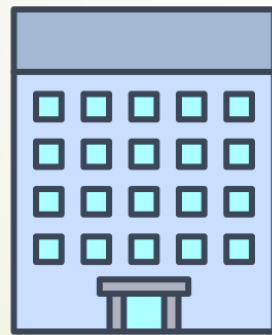


【メリット】 紛争が関係の取引先に知られない、費用がかからない

【相談事例】 下請法（買ったたきの禁止）

【相談内容】

- 相談者A社（下請け）は、B社工場にて構内作業を受託している
- ▶ 昨今のエネルギーコストや人件費の上昇もあり、A社はB社に値上げ交渉したい旨を伝えているが、B社担当者は交渉のことには回答せず、**単価の値下げができなければ他社に乗り換える**と発言し、A社の状況を理解しない。
B社とどのような交渉をすればよいか。

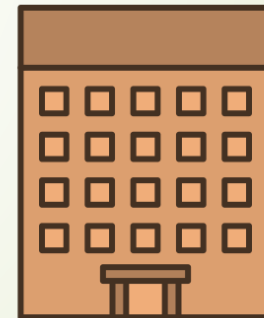


相談者 A社
資本金：500万円
(下請け：製造業)

値上げ交渉したい



交渉に関して回答せず、
単価の値下げを要求



B社
資本金：3,000万円
(親事業者：メーカー)

【相談事例】 下請法（買ったたきの禁止）

【かけこみ寺のアドバイス】

⇒ 下請法では、買ったたきは禁止事項であり
下請事業者からの単価見直し要望等 について、

- ① 価格交渉の場を設けることなく、
- ② 価格転嫁をしない理由を
書面やメールで回答しない ことは、



買ったたきの禁止に該当する おそれがある旨を説明。

このようなお悩みありませんか？

- ➡ 支払日を過ぎても代金を支払ってくれない
- ➡ 原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない
- ➡ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された
- ➡ 単価引き下げの要請があるが、合理的な説明が全くない

下請かけこみ寺HP

www.zenkyo.or.jp/kakekomi

下請かけこみ寺TEL

0120-418-618

(埼玉県：(公財) 埼玉県産業振興公社)

無料相談 (相談員・弁護士)



電話相談



オンライン相談



対面相談